

第75回 放送番組審議会議事録

- 1 開催年月日 2025年(令和 7年) 7月23日
- 2 開催場所 〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940番地の25
宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社 本社
- 3 委員出席 委員総数 5名 出席委員数 4名

4 議事(審議内容)

第1議案

清川村内で行われるイベント開催の周知放送について

審議委員から、放送内で紹介されている「清川村内で行われるイベント」の周知に関する放送について、直前での放送が多いように感じているが、どのような体制で放送に至っているのかを知りたい。

放送局長は、イベントなど主催者側への取材と情報提供を受ける場合は、放送する内容を詰めて放送します。

この場合は、主催者との直接取材ですので、基本的に他者に確認する必要が少ないことになり時短で放送できます。

しかし、多くの場合、イベント主催者が実行委員会方式などで、役割分担や、催し物などを行う団体が、間接的個別の場合、それぞれの法人、団体、場合によっては個人にそれぞれ取材を行い、また、引き続き主催者側とも内容確認を行って、最終確認できた時点で放送することになります。(公式の公表、記者発表が遅い場合が多々あります。)

できる限り取材相対など早く行っていますが、過去、早すぎたため開催内容自体が変更されたり、中止になることも多く、現状では、予告(予定されていますが、内容はわかりません。)放送となり、イベントを盛り上げるためには、結果ギリギリな放送原稿入稿となります。

放送局側としては、誤報など、内容が確実でない場合、放送を行うことができないので、「遅すぎないか」、「もっと早く周知できないのか」という声は、主催者側などにも引き続き伝えていきたいと考えます。

繰り返になりますが、地域振興を目的としている放送局ですので、正確な地域情報を聴取者に届けていきたいと考え、行動していきますことをご理解いただきたい。

第2議案

「放送法第6条第5号の報告」について

前回の審議会開催以降、訂正放送等に関し、報告する事項はなく、また、放送番組に関して申し出のあった苦情その他の意見は、ありませんでした。

- 5 審議機関の答申または意見に対してとった措置の内容及びその年月日
(答申又は意見の内容及びその年月日を併せて記載すること。)
- 6 審議機関の答申または意見の概要の公表
公表年月日 令和 7年 8月 8日
- 7 その他参考事項
なし